

第 79 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：令和 4 年（2022 年）7 月 25 日（月） 13 時 15 分～15 時 45 分

場 所：鎌倉市役所 第 3 分庁舎 講堂

出席委員：入江彰昭委員、押田佳子委員（オンライン出席）、植木陽子委員、表雅子委員、山内政敏委員、飯田晶子委員、岩田晴夫委員、佐藤雄基委員、上村真由子委員、松行美帆子委員（オンライン出席）

事務局：古賀都市景観部長、秋山みどり公園課長、林みどり公園課課長補佐、永井都市計画課長（まちづくり計画部次長）、安富企画課長、白谷農水課担当課長、太田農水課担当課長

秋山みどり公園課長：本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより、第 79 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。審議会開催にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご出席の皆様にはマスクの着用、手指の消毒等、ご協力をいただき誠にありがとうございます。本日は、新たな任期のもとで開催される最初の緑政審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。私は、事務局の都市景観部みどり公園課長の秋山です。よろしくお願いいたします。はじめに、松尾市長より、ご挨拶をさせていただきます。

松尾市長：皆さんこんにちは、鎌倉市長の松尾です。本日はご多忙の中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。本市はご案内の通り平成 8 年から鎌倉市の緑の基本計画を策定して以降、緑政審議会からの答申やご意見をいただきながら、広町、台峯、常盤山などの緑地の保全や、都市緑地の推進など計画実現に向けた取り組みを進めてきたところです。先般、台峯の開園式には岩田委員もお越しいたごき、ご挨拶いただきまして本当にありがとうございました。市民にとって無くてはならない身近な緑を、しっかりと守っていくということがより一層大事になってきていることを改めて感じたところです。また、昨年度は緑の基本計画の見直しで、審議会の皆様のご助言、資料の提出などを通して、様々ご協力をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。3 月 1 日に改定版を策定することができました。グリーンインフラや SDGs の視点も取り入れていくことや、これまでのグリーン・マネジメントの考え方に指標の設定を新たに加えて進行管理していくことなど、具体的な制度、事業、都市計画に定める区域などを位置づけたところであり、まだまだやらなければならないことはありますので、引き続き、委員の皆さんにおかれましては、ご助言、様々な形でのご意見等いただければありがたいと思っています。最後になりますが、今後も本市の緑行政につきまして、委員の皆様のご理解ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。冒頭の私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

秋山みどり公園課長：本日は、会議に先立ち委嘱式を行います。委嘱式は、1 月 23 日の任期が始まる日に執り行うのが正式と存じますが、審議会の開催に合わせて、本日、行うこととさせていただきます。これから、市長が、各委員の席に委嘱状をお持ちして、お渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。なお、本日は、押田委員が都合により、オンラインでの参加及び途中退席の予定となっています。

(委嘱式)

秋山みどり公園課長：委員の皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、大変恐縮ですが、委員の皆様から一言ずつ、自己紹介をしていただきたいと思います。お手元に、委員名簿を準備させていただきましたので、ご参照くだされば幸いです。それでは、飯田委員から順に入江委員の方へお願いいたします。

飯田委員：東京大学で都市計画を専門としています。去年、出産をしまして、しばらくこの審議会も欠席やオンラインでの参加でしたが、このたび対面でまた参加できるようになりました。これからまた2年間どうぞよろしくお願いいたします。

入江委員：昨年度は、成果として鎌倉市緑の基本計画ができあがりました。委員の皆様とまた事務局の皆さんのおかげと思います。今後はいかに PDCA サイクルを回していくかが大事だと思います。よろしくお願いいたします。

岩田委員：慶応大学湘南藤沢キャンパスで5年ぐらい生態学フィールド調査法、主に実習関係を担当していました。本来は有機地球化学が専門ですが、一応、生物全般をある程度フォローができると考えています。よろしくお願いいたします。

植木委員：去年、緑の基本計画の改定の際にもお世話になりまして、2期目、延べ3期目になります。また2年間どうぞよろしくお願いいたします。

表委員：今期から初めて市民委員に参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤委員：専門は歴史学で、日本の中世史をやっています。昨年1年間、在外研究としてイギリスに行っておりまして、1年間お休みをいただきましたけれど、また改めてよろしくお願いいたします。

上村委員：専門は森林生態学です。引き続きよろしくお願いいたします。鎌倉市の持続可能な緑の会議に非常に注目しています。これからも一緒に考えていきたいと思っています。

山内委員：3期目になりました。私はNPO 法人鎌倉みどりのレンジャーの理事長をさせていただいています。市民代表として、少しでも鎌倉市の緑化政策にお役に立てればと思います。

押田委員：前期に引き続き、また委員をさせていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

松行委員：私も、前期に引き続き委員をさせていただいています。本日、本当はそちらに伺う予定でしたが、身近で新型コロナウイルスの感染者が出てしまいまして、オンラインで失礼します。まちづくり審議会の方の委員もさせていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

秋山みどり公園課長：ありがとうございました。続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(課長以上職員紹介)

秋山みどり公園課長：引き続き、審議会を進めてまいりたいと思いますが、会長が選出されるまで

の間、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。事務局から、委員の出席等について、報告をお願いいいたします。

林みどり公園課課長補佐：今日は、欠席の委員はおられません。先ほどご説明いたしましたですが、今日は、押田委員が都合により途中退席を予定しています。委員の過半数の出席がありますので、お手元にお配りしてございます、鎌倉市緑政審議会規則第3条第2項に従い、審議会が成立していることを報告いたします。

秋山みどり公園課長：続きまして、本日の次第は、会長の選出及び会長職務代理の指名。審議事項として、会議の公開について、前回審議会会議録の確認。報告事項として、鎌倉地域の漁業支援施設整備に伴う5・5・1号鎌倉海浜公園の変更について、山崎・台峯緑地の開園について、令和3年度緑政実績について、その他としています。この次第に沿って審議を進めさせていただきます。

1 会長の選出及び会長職務代理の指名

秋山みどり公園課長：次第1の会長の選出及び会長職務代理の指名をお願いしたいと思います。まず、会長の選出ですが、緑政審議会規則第2条第1項において、委員の互選によってこれを定めることになっていますが、いかがいたしましょうか。

岩田委員：引き続き入江委員にお願いできれば一番よろしいかと思えます。ぜひお願いしたいです。

秋山みどり公園課長：ただ今、岩田委員から入江委員をとのご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし。入江委員承諾。)

秋山みどり公園課長：入江委員がお受けいただけるということですので、会長を入江委員に決定させていただきます。早速ですが、会長席にお移りいただき、以後の議事進行をよろしくお願いいいたします。

入江会長：改めまして皆さんこんにちは。ご指名いただきました入江でございます。よろしくお願いいいたします。それでは、次第に従いまして会長職務代理の指名を行った後に審議に入っていきたいと思えます。会長職務代理につきましては、審議会規則第2条第3項で、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとなっています。私といたしましては、前期にお勤めいただいていた押田委員に、引き続き会長職務代理をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

押田委員：引き続き、僭越ながら引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

入江会長：ありがとうございます。それでは、押田委員に会長職務代理をお願いすることとしたいと思います。今回から、新しい任期で審議会がスタートしたことになります。この緑政審議会としましても、緑の基本計画に沿ったより良い施策展開が図れるように、施策実現性を踏まえた積極的な議論をしていきたいと思えますので、皆様どうぞよろしくお願いいいたします。次の審議事項に移る前に、事務局から連絡事項はありますか

秋山みどり公園課長：審議事項の前に1点連絡事項がございます。ご発言の際はマイクの使用について、ご協力をお願いいいたします。委員の皆様にはマイクをお渡しいたしますので、そちら

をご使用ください。ご発言が終わりましたらマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、会議録作成のため IC レコーダで録音させていただきますので、ご承知おきください。

2 審議事項

(1) 会議の公開について

入江会長：次に、資料の確認と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

秋山みどり公園課長：本日の会議資料についてご説明いたします。始めに、資料の差し替えをお願いします。会議次第につきましては、事前にお送りしたのから、本日机にご用意したものへ差し替えます。続きまして、確認事項に関する資料として、資料1は前回会議録です。次に、報告事項に関する資料として、資料2から4を配付しています。

続いて、会議の公開について説明します。本日の会議は、お手元にお配りしている、鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領に基づき、全ての議題を公開することとしたいと思います。また、資料につきましては、同要領に基づき、ホームページへの掲載等により公表することとしています。ただし、会議中に、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを、規定しています。このことを踏まえまして、会議の公開について、ご確認ください。

入江会長：本日の資料について、事務局から説明がありました。鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領に基づき、原則として全ての議題を公開としたいとのことですが、このことを踏まえて、ご意見ございますか。

(全員了承)

入江会長：それでは、会議を公開とし、議事を進めさせていただきます。続きまして傍聴者の確認についてです。事務局をお願いします。

秋山みどり公園課長：7月1日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、1名の申込みがありました。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：ご異議がないようでしたら、傍聴者の入室を許可することとします。

(傍聴者1名入室)

入江会長：傍聴者の方は、私語、審議会等に対する発言、写真撮影や録音はお控えください。また、その他お手元の注意事項についてご配慮ください。会議に支障があると判断した場合は退室をお願いすることもありますので、ご了承ください。

(2) 前回審議会会議録の確認

入江会長：それでは、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

秋山みどり公園課長：前回会議録につきましては、前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしました。その後、岩田委員、山内委員からご指摘いただき、反映したものを、資料1としてお手元に配付してございます。

入江会長：前回の会議録につきましては、事務局で示した案のとおりでいかがでしょうか。再度、少し目を通していただいでよろしいでしょうか。

岩田委員：私の方から2点をお願いしました。まず12頁の中ほど、13箇所の緑地が担保されています。発言時は正確な箇所が指摘できなかったもので、事務局の方から確認していただいで、正確な数字にいただいでいます。次に、16頁の上から3行目、ナラ枯れの発言で、原因の虫の名前が長すぎるので、普段からカシナガと呼んでいますが、正式な名称であるカシノナガキクイムシに直していただきました。

入江会長：他にいかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、前回の審議会の会議録を確認し、確定いたします。

3 報告事項

(1) 鎌倉地域の漁業支援施設整備に伴う5・5・1号鎌倉海浜公園の変更について

入江会長：報告事項(1) それでは、報告事項の(1)「鎌倉地域の漁業支援施設整備に伴う5・5・1号鎌倉海浜公園の変更について」、事務局から報告をお願いします

永井都市計画課長：資料2「鎌倉地域の漁業支援施設整備に伴う5・5・1号鎌倉海浜公園の変更について」を説明いたします。お手元の資料の右上の番号、資料2、資料2-2をご覧ください。資料2については、次のスライドから右下に番号が記載されていますので、番号をお伝えしつつ、ご説明させていただきたいと思ひます。

スライド番号1頁目をご覧ください。今回の主旨といたしましては、タイトルでもありますように、鎌倉地域の坂ノ下付近に新たな漁業支援施設を整備することに伴ひ、都市計画公園である5・5・1号鎌倉海浜公園の一部の区域を変更しようとするものです。

スライド番号2頁目をご覧ください。お示ししているのは鎌倉市の都市計画図です。5・5・1号鎌倉海浜公園の位置は、南側の赤色で囲んだ箇所に位置しています。そのうち中央部の坂ノ下付近に青枠で囲んだ箇所が、今回、新たに漁業支援施設を整備する位置です。漁業支援施設とは、鎌倉地域の漁業が今後も継続するために必要になる施設を指しています。スライド番号3頁目をご覧ください。鎌倉地域の漁業についてご説明します。

鎌倉地域では、シラスやワカメなどが盛んに漁獲されており、年間約100トン程度の陸揚げを誇る地域となっています。

ところが、この地域には漁港が存在していないために、砂浜から出漁しないとけけない状況にあり、砂浜からの出漁は沖からやってくる波の影響を大きく受けるため、転覆し、漁業者がケガを負う危険性があります。

また、現在、漁業者が出漁する場所は、観光客やマリンスポーツでにぎわう場所です。したがって、漁に出るときや帰ってくるときには、それら一般利用者の間を通行する必要があるため、一般利用者と衝突する危険性があります。

そのような場所では、危険のあまり漁業を続けることができなくなってしまう、漁業者の減少が懸念されます。漁業者が減り、地域の水産業が衰退しますと、地場の水産物を市民が食べる機会が失われるほか、漁業者が行う海浜清掃や藻場の保全などの環境保全の活動ができなくなり、鎌倉の海が損なわれる可能性も考えられます。

スライド番号4頁目をご覧ください。そこで、これからも漁業活動が行われるよう、市では漁業支援施設として、ご覧のような施設の整備を行うことを考えています。施設整備により、漁業者は安全に出漁することができる他、静穏な水域が広がることで、今まで出漁できなかったような海象状況でも出漁することが可能となり、漁獲機会の維持・増大が期待されています。また、一般利用者にとっても、これまでの漁船との衝突の危険性が解消されることで、これまで以上に安心して砂浜を利用することができるといった効果も期待されています。このようにして、漁業者や砂浜の利用者たちの安全・安心を確保することにより、これからも鎌倉地域の水産業が継続できる環境を創出することを計画しています。スライド番号5頁目からは都市計画を変更していくにあたっての公園や漁業支援施設の上位計画・関連計画についてです。まずは、当該都市計画公園の概要です。5・5・1号鎌倉海浜公園の当初都市計画決定日は昭和31年9月24日で、直近の都市計画変更は、令和元年6月14日です。種別は総合公園で、面積は約28.2haです。都市計画決定した理由は、「鎌倉市は史実に富む土地であって、近年、四季の観光客、特に、夏季の海水浴客の増加に伴い、海浜公園の要請が強いので都市計画公園として決定し、今後の整備と相俟って市民及び海水浴客並びに観光客の保健慰楽の用に供そうとするもの。」としています。

スライド番号6頁目をご覧ください。まずは、鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる「整開保」における位置付けです。第2章鎌倉都市計画区域の都市計画の方針の1 都市計画区域における都市計画の目標の(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針の①緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針において、都市計画公園・緑地等については、「地域の実情や社会経済の状況を踏まえ、その必要性や配置、規模など見直しを行い、適切に配置する。」とし、②主要な緑地の配置の方針では、「総合公園である5・5・1鎌倉海浜公園について、住民の休息・観賞・散歩・運動等総合的な利用ができるよう配置を行う。」としています。

スライド番号7頁目をご覧ください。前頁でご説明させていただいた整開保の抜粋です。赤枠で囲んだ箇所が前スライドでご説明させていただいた部分です。

なお、平成30年度に都市計画公園の全体の見直し方針を策定し、その方針を受け、当該公園面積の縮小する変更を令和元年6月14日に行ったことから当該公園の番号が5・6・1号から5・5・1号に変更となりました。整開保は、平成28年11月に策定されていることから変更前の番号となっています。

スライド番号8頁目をご覧ください。公園や漁港に関連する上位計画等です。順にご説明していきます。まずは赤枠で囲んだ第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画です。この計画の中で、鎌倉地域の漁業支援施設の整備を重点事業に位置付けてあります。

スライド番号 9 頁目をご覧ください。前頁でご説明させていただきました第 4 期基本計画の実施計画書の抜粋です。赤枠部分をご覧ください。事業名が「鎌倉市域漁業支援施設整備事業」、事業目標は「鎌倉地域の漁業者が抱える課題の解決を図るため、漁業支援施設の整備を進めます。」とし、事業内容といたしましては、「鎌倉地域の漁業の継続及び更なる振興のため、漁業支援施策として、船揚場・漁具倉庫等の設置に向けた調査・設計及び行政手続きを進めます。」としています。

スライド番号 10 頁目をご覧ください。次に鎌倉市都市計画マスタープランです。ここでは産業環境整備の方針の中で「鎌倉地域の漁業継続のための漁業施設の検討、漁港建設に向けた検討」を進めることとしています。

スライド番号 11 頁目をご覧ください。前頁でご説明させていただいた鎌倉市都市計画マスタープランの抜粋です。赤枠で囲んだ箇所がご説明させていただいた部分でございます。

スライド番号 12 頁目をご覧ください。次に鎌倉市水産業振興計画です。ここでは鎌倉地域における漁業支援施設整備の必要性や検討エリアについて示しています。

スライド番号 13 頁目をご覧ください。前頁でご説明させていただいた鎌倉市水産業振興計画の該当頁の抜粋です。上の赤枠部分が必要性について記載のある部分です。必要性については、「台風から漁業を守るために、鎌倉地域には、船を安全に出し入れするのに必要な船揚げ場、漁船を係留できる漁港、高波から海岸を護る防波堤などの漁業支援施設の整備が必要です。」としています。スライドの下の赤枠及び右下の航空写真は、水産業振興計画でお示ししているのが検討エリアです。検討エリアは、先ほど位置図でお示しているエリアと同じ場所でございます。

スライド番号 14 頁目をご覧ください。次に鎌倉市緑の基本計画です。ここでは当該公園の整備の方針について、前段でご説明させていただきました鎌倉漁港の整備計画（鎌倉市水産業振興計画）と整合を図るとしています。

スライド番号 15 頁目をご覧ください。前頁でご説明させていただいた鎌倉市緑の基本計画の該当頁の抜粋です。赤枠で囲んだ箇所がご説明させていただいた部分で整備の方針について鎌倉市水産業振興計画と整合を図るとしています。

スライド番号 16 頁目をご覧ください。最後に「鎌倉地域の漁業支援施設に係る市の方針を決定」です。令和 3 年 2 月 16 日付で市長決裁にて、施設整備に向けて、施設の位置・形状などの施設整備に係る基本的な方針を決定しました。

スライド番号 17 頁目をご覧ください。前頁でご説明させていただいたように、この方針で左上の図のように船揚場や倉庫等具体的な施設の配置や敷地の規模、右下の赤枠のように漁港区域を検討しています。

スライド番号 18 頁目をご覧ください。最後に都市計画公園の廃止の考え方です。表示している図面をご覧ください。緑色で着色されている部分が現在都市計画公園に指定している部分です。赤枠で囲んだ場所が前段の上位計画等でご説明させていただいた漁港の区域です。都市計画公園に赤枠で囲んだ漁港区域が重複する部分を薄い黄色で着色してあります。この重複する部分の今回変更を予定しているもので、現在、神奈川県等の関係機関と調整を行っています。また、漁港区域についても、現在関係機関と調整中で多少エリアが変わる可能性もございますが基本的な考え方は変わりません。以上で資料 2-1 の報告とな

ります。

続きまして、資料 2-2 のご説明をさせていただきます。こちらの資料につきましては、前段でご説明させていただいた資料の補足の説明や現況の写真を記載しています。

1 頁目は鎌倉海浜公園の全体を映した都市計画図の抜粋です。赤枠で囲んだ部分が今回変更の候補部分です。都市計画公園である鎌倉海浜公園のうち、今回の候補地は、市街化調整区域であり、第 2 種風致地区に指定しています。今回変更を行っても、この都市計画の位置付けは変わるわけではございませんので、固着するような建築物等はできないと考えています。

2 頁目をご覧ください。今回変更する候補地の航空写真です。青枠部分が既設の斜路として舗装がされている部分、赤枠部分は、これに加えて漁港区域エリアとして現在検討している候補地です。

3 頁目からは変更する候補地の現況写真です。3 頁上段に写真位置図のとおり、7 箇所からの現況写真を下段から 6 頁まで掲載しています。航空写真と同様に青枠部分が既設の斜路部分、赤枠部分が現在検討している漁港区域エリアの候補地で砂浜の部分です。

7 頁をご覧ください。ここからは、現在の鎌倉地域における漁業支援施設の状況です。現在、鎌倉地域における漁業支援施設は位置図でお示ししている坂ノ下付近と材木座付近にあります。下段の赤枠で囲んだ部分が現在の坂ノ下付近の漁業支援施設の航空写真です。青枠で囲んだ部分が新たな漁業施設の予定地でこちらに現在ある坂ノ下付近と材木座付近の漁業支援施設が集約されることとなります。

8 頁をご覧ください。坂ノ下付近の現況写真で砂浜に船や小屋等が置かれている状況です。

9、10 頁をご覧ください。材木座付近の航空写真です。枠で囲んだ部分、下段の写真と 10 頁の写真が現在の材木座付近の状況です。坂ノ下付近同様に砂浜に船や小屋等がおかれている状況です。この 2 箇所の施設が集約されるため、公共施設整備のメリットがあり、未整備、未使用の区域とは言え、都市公園法の考え方に反するものではないと考えられます。

入江会長：ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。押田委員は途中退席されるとのことですが、何かご意見ありますか。

押田会長職務代理：今回、一部の区域を変更すること自体は特に反対ではないのですが、ご検討いただきたい点があります。当該事業の区域はオープンスペースであることが必須条件と考えています。この場所自体が海浜部の眺望並びに自然が連続している領域ですので、何らかの形でオープンスペースを確保することを、ぜひともお願いしたいです。漁港法でどこまで担保できるのかはご相談したいところではあるのですが、例えば港湾法で言うような港湾緑地のように、やはりここがオープンスペースであり続けるというところに価値があると考えていますので、ご検討いただきたく考えています。

もう一つお尋ねしたいことがあります。図の 13 頁に、点で囲まれている既設斜路の領域があります。海域のところは、都市計画関連の法規で縛れないことは重々承知の上ですが、例えば黄色の点線部だけは既得権みたいな形で維持することは可能ですか。結局のところこの領域がどうなるかということ、そして、誰がその後の管理をするのかも結構重要な問題かと思えます。市の考えや、今後、市がどのように扱う計画なのかを、事前にお聞きしたいと思います。

白谷農水担当課長：まずオープンスペースのことにつきましては、その中でも砂場の部分につきましては、何か特段整備をするというような予定はございませんので、現状のまま残っていくものと考えています。従って、ご懸念のオープンスペースの維持という意味においては、引き続き市民の皆様にも使っていただける場所になると考えています。もう一点、管理の部分ですが、漁港区域に入った時点で鎌倉市の管理となりますので、検討をした上で、必要に応じて修繕等は行っていくと考えています。

押田会長職務代理：もう一点、細かなことなのですが、そうであれば今のようなオープンオープンスペースとして継続することを何かしら書いていただけると、安心材料となりますのでご検討いただきたい。また、今ちょうど海水浴が始まっていて、海の家が多分この辺にかかってくるのではないかと思います。私も正確な 50 m の幅がどの辺までか確認できませんが、そのあたりとの調整はどうなるのかお聞かせいただけたらと思います。

白谷農水担当課長：まず位置付けのお話ですが、こちらについては勉強させていただければと思います。漁港漁場整備法という法律に則って漁港部分は区域をかけていくことになるので、そちらの方でどのような担保ができるのかという点を勉強させていただければと思います。海の家ですけれども、今時点では、その 50 m 部分に海の家があるわけではございませんので、別途確認は必要ですが、仮に海水浴場開設期間に海の家を設置したいというお話がありましたら、漁港漁場整備法に基づく占用という手続きが必要になってきます。何か法的な手続きが必要になってくる、規制がかかってくる場所になるということでご理解いただければと思います。

押田会長職務代理：当該区域は、海水浴場や市だけの資産ではないと言っても良いぐらい大切なものになりますので、その辺も今後ご検討いただきたいと思います。

永井都市計画課長：押田委員のご指摘の通り、オープンスペースの存続については、以前、都市計画公園の見直しを本審議会でも取り扱った時にも、都市計画公園が廃止された区域に、どのような制限が継続するのかというところが話題になっていたと十分認識しています。先ほど申し上げたように、当該地は市街化調整区域及び風致地区であり、砂浜ですので、基本的にはオープンスペースは継続されていくものになっています。そのようなところも都市計画審議会にもきちんと説明してまいります。

押田会長職務代理：法律上のくくりは十分わかっているつもりですが、例えばこのように計画図や新旧対照図に載ってきた時に、これまでと違って、公園を示す緑色に塗られないという視覚的な問題については、何かしら突っ込まれるのではないかと少々気にしています。漁港法に港湾緑地のようなものがあつたかどうか私も確認しなければなりません、緑地的なものとして、図面上、表現できたら一番良いと思います。これは、一意見というよりは感想に近いものとして取り扱ってください。

入江会長：押田会長職務代理のご指摘のように、オープンスペースの担保、あるいはネットワーク性という意味で連続する緑が続いていたところに対して、このような漁港施設が挿入されることによって、緑の連続性の担保が無くなる、視覚的にも緑が途切れてしまうということに不安もあろうかと思えます。連続する緑を形としても持続させていきたいですし、何かしらの法的な手立てや、あるいは明文化するような形で残っていければ良いと、私も思います。他に、委員の皆様のご意見やご質問等がありますでしょうか。あるいは、気にな

る点がございましたら、ご発言をよろしくお願い致します。

飯田委員：ご説明ありがとうございます。よくわかりました。基本的には賛成なのですが、この坂ノ下地区の空間あるいは景観のあり方については、議論の余地があるだろうと思っています。その議論の前に、3点ほど細かな点も含めて質問があります。1点目は、現状ある漁業施設が集約化されて、公園としてより開かれたものになるのであれば良いと思っています。ただ、今その漁業施設があるところは公園の中なので、おそらく占用料を支払っているのではないかと思います。漁業施設が集約されれば、公園の占用料が市に入ってこなくなると思うのですが、どうなのでしょう。

白谷農水課担当課長：現在は、県の方に占用料を払っていますが、小屋を移動したら、今後占用料の支払いは発生しません。

飯田委員：2点目は、今後の進め方についてです。この場所で、大きめな漁港が作られると、眺めが阻害されてしまうので、反対意見もあるかもしれないと危惧されます。住民の合意形成は、今後、どのような形で進めようとしているのか、教えてください。

太田農水課担当課長：令和3年2月に、市域全体を通して説明会を行いました。新型コロナウイルスが蔓延している状況がありましたので、大勢で集まってというのは避けたいという方もいらっしゃいましたので、個別に説明をしてほしいという団体にも説明を1回しました。色々なご意見いただきました。委員のご指摘のように、景観に配慮してほしいとお話もありました。また、漁業にもご理解いただきまして、もっと早く整備できないのかというご意見もありました。その辺は、今後も丁寧に説明していきたいと思えます。

飯田委員：これまでに個別に説明をしており、今後、ワークショップを開く、アンケートを配布するなどはないということです。今後の進め方に関してですが、公園区域が廃止された後、新たにできるこの漁業施設のデザインや、その見え方に関して、都市計画課あるいはみどり公園課からも意見を述べ、調整をする余地がどの程度あるのか、お伺いさせていただきます。

永井都市計画課長：今日は都市景観課長が不在なので、都市計画課からお話させていただきます。当該地は、景観計画と景観重要公共施設のエリアに入っておりますので、その中で見え方等は対応していくということになっています。

飯田委員：3点目の質問です。13頁をご覧ください。13頁でご説明いただいた水産振興計画の中で、第2パラグラフを読むと、「漁業が安定して行われることによって子どもたちが海と触れ合う体験学習の場や地域交流の場」という言葉が出てくるのですが、倉庫以外にも一般の人たちがこの中に入り何か活動できる、どのような場が、計画・設計されていくのかお伺いします。これだけを読むと、そのような施設も出てくるのかとも考えられたのですが、説明の中には無かったのでお伺いさせていただきます。

白谷農業担当課長：まず施設としましては、漁業者の活動を安全に取り計らっていくためのものになってきますので、基本的には漁業者が使う施設がメインとなっています。ただ、例えば祭事などの時に、一般の人々と交流をする場になるということは考えられます。現在も砂浜で祭事を行っていることもありますので、そのようなものを継続していき、今後も繋げていきたいです。

飯田委員：意見として一つだけお伝えしたいと思えます。当該地が、開かれた場であるオープンス

ペースであるということが大事であることを、先程、押田会長職務代理もおっしゃっていて、私もその通りだと思います。出来てくる漁業施設も、その左右が都市公園のような空間ですので、閉じた施設ではなくて可能な限り開かれた施設であるべき立地環境にあるのではないかと思います。その点をきちんと考えていくことが重要だと思っています。景観の話がありましたけれども、ファサードの見え方がどうなのか、連続性が失われずに繋がったままなのかという部分であります。あともう一つ、先程のご説明の中では、漁港は基本的には漁業の方々を使う場所ということでしたが、可能であれば、そこに漁業施設ができたことによって一般の人にもメリットを感じられるような空間を設えておくことも大事だと思います。先程、当該地を歩いて見てきたのですが、夏の季節だったので、ものすごく暑かったです。海辺を歩いていてもなかなか日陰がなくて辛いと思いました。少しでもクールスポットとして立ち寄れて、由比ガ浜がすごく綺麗に見える休憩場があれば、すごく利用されるのではないかと本当に思います。せっかく施設を作っていくのであれば、漁業者のためだけではなく、一般の人にも使えるような空間を設けるという考え方もあるのではないかと思います。また、歩きながら地図を見ていると、漁業者の直売所がありました。今日は何も売っているものが見られなかったのですが、直売所機能があったら一般の人がアクセスできて、恩恵を享受できると思います。最後に思ったことは、アクションプランでパーク PFI を導入していくことが書かれていましたが、坂ノ下地区の公園側にパーク PFI を使って何か飲食店などを設けても、多く利用されることになると思います。これはアイデアですが、公園区域を廃止するということはデメリットもあると思うのですが、漁業者が揚げた新鮮なしらすを直売所で購入出来たり、飲食店で食べられたり、何かプラスに変えていき、一般の人にメリットを享受してもらえようような計画のあり方を議論できると良いと思っています。

太田農水課担当課長：オープンスペースに活用できないかというところは、ご意見としていただきます。今後、設計の中でどの程度実現できるのか、建物をどう見せるか、そのようなところを議論してから、市の内部で検討し、解決したいと思っています。その反面なのですが、市民の方が使えるオープンスペースを作ろうと考えますと、どうしても海の環境を破壊していかなければいけないという、せめぎ合いのところもあります。それから、直売所のようなものを設置して何か買えるところができないのかという点についてですが、取れた魚がその日のうちに全て出荷できれば問題ないのですが、若干数が足りない、量が少ない、売れない場合は、市場まで持っていけないということもありますので、今回埋め立てさせていただく予定の場所に、小さいながらも生け簀みたいなものをおいて、市民の方が直接買いに来られるようなところがあれば良いと考えています。

入江委員：飯田委員から非常にポジティブなご意見をいただきました。スライドの4頁目では、漁業施設のイメージが鳥瞰図的に見えます。一方で、飯田委員の意見のようにアイレベルでのチェックが必要かと思うので、景観への配慮、眺めがどうなるのか、模型を使いながらなど、様々な視点で見ていただきたいです。先ほど事務局からお話がありましたが、やはりこの景観法との兼ね合いが非常に大事になってくると思いますので、ここの地域の景観形成をどのように作っていくのか、ぜひ景観審議会でも検討事項に挙げていただくことをお願いできたらと感じています。また、飯田委員から先ほどポジティブなご意見があり

ましたが、公園が隣接する場所にできる漁業施設ですから、公園に隣接していない場所にできる漁業施設との違いが出て当然だと思います。公園がすぐそばにある、あるいは公園に囲まれた漁業施設なわけですから、それなりの漁業施設の設えをぜひ求めたいですし、せっかくの立地条件を生かした漁業施設になっていただけたらと思います。

植木委員：先程のご発言の中に、海の環境を大きく変えるというお言葉があった通り、埋め立てるのであれば潮の流れの影響等があるのかどうか。当然、潮の流れが変われば魚への影響等もあると思います。あと、この埋め立てる素材は一体どういった、どこから持ってきたものなのかということも環境配慮の面ではとても大事なものだと思うので、ご説明いただければ幸いです。

白谷農水担当課長：環境影響のお話でしたが、既に利用している場所に施設を作っていくと考えていますので、大きな影響は発生しないものと考えています。資料で言うと、資料2-1の13頁をご覧くださいなのですが、航空写真の中に1箇所、他の方にも細長く黄色い点線で囲まれた部分があると思いますが、こちらが構造物である突堤になります。その更に下の方から波がくるものですから、その背後の場所を使って整備を行っていくという計画になってございます。砂浜についてもいろいろご意見を伺っていることが多くありますが、こちらも基本的には大きな影響がないとの認識でございます。もう一点、埋め立ての素材のことについてですが、基本的にはまだこれからです。ご懸念の環境部分の点については十分検討した上で、素材などを決定していきたいと考えています。

植木委員：できればそのような点も、近隣の市民の方にご説明していただいた方が皆さん安心されると思いますので、ご検討よろしく申し上げます。

佐藤委員：聞きそびれてしまったかもしれないのですが、元々あった公園部分は、砂浜から直接歩いて来られないような場所になってしまうのですか。それとも、一旦砂浜から国道に出て歩いて入る形になりますか。この漁港施設ができた後、遊びにくい場所になってしまうのか、それともこの傾斜部分を通して普通に歩いて遊べるような場所になるか、その辺のイメージをお聞かせ願えればと思います。

白谷農水担当課長：出入りのお話なのですが、基本的には斜路、つまりコンクリートで埋め立てられた部分があるのですが、直接、そこに車などが入る想定をしています。漁業者たちは砂浜を経由せずに漁業支援施設に入ってくるというようなことを考えています。

佐藤委員：漁業者ではなく、いわゆる砂浜を歩いている一般の市民の方が、どの様にして砂浜と公園部分を行ったり来たりできるかという質問です。

白谷農水課担当課長：資料2-1の17頁をご覧ください。2つ図があり、上の方の図で既設斜路と書かれているところがありまして、砂浜から経路しても、斜路を通じて公園にアクセスすることも可能ですし、道路を歩いて公園にアクセスすることは引き続き可能になります。

佐藤委員：この図を見る限り、この公園部分が砂浜からも隠れてしまって、かつこの斜めの部分が道路を行き来して危ない場所になり安全上どうなのか気になったので、お尋ねしました。その車の行き来は頻繁ではないという理解でよろしいでしょうか。

太田農水課担当課長：佐藤委員のおっしゃられている公園は、既設斜路の横の浜ということでよろしいのですか。

佐藤委員：いいえ、三角の公園の部分です。

太田農水課担当課長：今の三角の公園部分（鎌倉海浜公園坂ノ下地区）は、既存の使い方と全く変わらない使い方ができます。

佐藤委員：漁港施設ができることで、公園が隠されてしまって、何か安全上の問題や、利用しにくくなるといった問題がないかどうかという質問でした。

太田農水課担当課長：公園の利用上、問題があるのかということのご指摘だと思いますが、今の使い方と同じような使い方で、三角の公園になったところの前面に漁具倉庫が建ちます。

佐藤委員：わかりました。

入江会長：現在使っているような歩道や、そのあたりのものを含めて、レクリエーションとしてのネットワーク性は担保されるという意味でよろしいですか。

太田農水課担当課長：そのとおりです。

表委員：私はこの海岸のすぐ近くに住んでいて、日常的にこの砂浜を利用していますが、この斜路やスロープは、マリンスポーツユーザーがすごく多い場所で、市民の利用も大変多い所です。私が懸念していることは、今回の工事によって環境の変化や市民の利用の変化があるのではないかということです。実際に漁港区域になることが影響しているのかわからない状態での発言で申し訳ないのですが、現在、この砂浜は満潮時には護岸の壁を波が叩いており、海岸浸食が非常に深刻であるというのが市民の目からでも見て取れるような状態です。私は、漁業支援施設ができるということで身内からの声かけがあり、説明会に参加させていただいたのですが、やはり砂浜が後退していくことを前提にこの工事がされるということで、その中で既に満潮線が護岸に達してしまっているようなところに漁港ができるということでした。例えば、現在はここがオープンスペースであるという前提であることにしても、この工事の影響により、砂浜が極端に減少してしまうことや、砂浜の流出を加速させてしまうような場合には、テトラポットや新しい構造物を設置することになり、環境や私達市民の利用にも大きく変化が発生すると想像します。そのため、例えばこの工事中に経過観察等をして、修正が必要であれば修正することが可能であるのか、とても気になっています。

白谷農水課担当課長：環境の変化や砂浜を含めた工事のあり方については、先ほども申し上げたとおり、基本的には既設の突堤の範囲の中でということで、この構造物が出来上がったことによる周辺への影響は非常に少ないものだと考えています。ただ、一方で海岸全体を見渡してみますと、砂浜の衰退が懸念されているというお話も伺っているところですので、今後、神奈川県で実施するような養浜事業等と連携して、砂浜が後退していかないように、進めていきたいと考えています。工事については、今後進めていく中で、大きな影響が出るような場合など、必要に応じて中身の再精査をする可能性はありますが、基本的には漁業者を含めた地域住民の方から「早く整備してほしい」という意見もあるので、工事をしながら調整させていただければと考えています。

岩田委員：この計画に関しては、多くの論点を含んでいるので、本来短い時間では話ができないことから発言を控えていたのですが、皆さんの質問に対する回答を聞いていて、少し気になったことを2点指摘したいと思います。まず、1点目として、護岸の構造的な問題や、既存の海女小屋などの機能・効能などといった内容は全く論議されておらず、根本的な基礎

データが抜け落ちているのではないかということです。2点目として、本当に海の波の性質を理解していただいているのかどうかも疑問に思います。これは鎌倉市の管轄ではなくて、本来、神奈川県藤沢土木事務所の管轄なので、藤沢土木事務所には私の方からも指摘します。私は、本計画について反対しているわけではなくて、賛成なのです。むしろ今までずっと、どちらかという塩漬け状態になっていました。ちょうど私が生まれたときに公園が都市計画決定されたことを考えると、私が生きているうちに全部実現できるといいと思っています。その中で、観光客のマナーの問題や鳥獣、特に海鳥の減少という状況があります。元々、鎌倉は県内でも有数の海鳥の越冬地であるため、それに配慮して何か工夫を、例えば稲村ガ崎を鳥獣保護区特別保護地区にすることなど、一応提案しているところですが、この機会に、機能の見直し、住み分け、マナーについて、1回リセットして直していただくことがいいと思います。それから公園の中にこのような港湾施設を作ることに対して、市民の中には反対する方も多いかもかもしれません。ただ、ある意味で漁業者は、自分の仕事の一端として、実は海の管理をしてくれる。私はほとんど潜ったことないので詳細はわかりませんが、例えば由比ガ浜から材木座にかけては藻場があります。藻場があるということは近隣の海の魚類、エビ・カニ類などを育成しているのです。ですから、そこを健全に維持管理することが非常に重要なのですが、行政がすることは困難です。特に鎌倉市には権限がありませんので。そのため、やはり、漁業者によってある程度維持管理していただいて、あとの世代も育成しながら、健全な鎌倉の海の保護を図ることは重要です。その意味でも、やはり最低限の港湾施設は整備して、彼らを育成することを考えることも良いと思います。それから、今回論議されていない津波対策について。もし、既存のスロープに津波が来たら、スロープに沿って波が上がってきますので、本来スロープを作ってはいけないのです。今回の計画の中でスロープの向きも全然検討されていませんし、それをどうするのか。それから東京オリンピックの関係で、江ノ島には神奈川県が津波に対して一時避難所を設定し、設置しています。一時避難所は最低標高15メートルを確保することとしており、それを2箇所作った。ところが鎌倉は全くできてない。以前、今は幻となっている鎌倉の海浜整備ベルト構想というものがあつたのですが、私はその委員をやっていました。その中では、まず、由比ガ浜と材木座の国道を地下化し、そこにクロマツを植え、最低限の日陰の確保と、海岸と陸の連続性を保とうと、いろいろ提案したのですが、結局は鎌倉市には権限がありませんので、実現できなかった。幻になっていますけれども、考え方はある程度利用できると思うので、できるところとできないところがありますが、その辺の考え方を参考にしながら、今回のこの整備もやっていただくといいかと思います。例えば、漁業支援施設の上に一時避難所を兼ねたオープンスペースを作る。そこをいわゆる公園的、あるいは、もし理想的なものができるのであれば、周辺の海岸植物を保護育成するようなストックヤード的な機能を設けてそこに休息所を作れば、公園の機能も兼用できるのではないかと思います。発想はいくらでもできると思うので、ぜひ知恵を絞ってほしいです。予算があるかどうかわかりませんが、補助金はつくと思うので、生態系に配慮した整備ということをしていただくといいと思います。それから、私が一番期待していることがあって、それはまず既存の腰越漁港とか、あるいは藤沢市になりますが、片瀬漁港が整備された後どうなったかということを長年見ていると、積極的に人間が作っ

た新しい環境を利用する、例えば鳥がいるわけです。特にカモメ類とかカラスなどもそうなんですけど、最近増えているカワウは片瀬漁港の地形をうまく利用しています。船が入り出すところが狭くなっているんで、そこにまず群れが降りてきて、中にいる魚を全部追い込んでいって、魚を採っている。鳥は鳥で、色々利用しています。それから坂ノ下の漁港のような箇所、漁港という形状ではありませんが、由比ガ浜と接するところは、色々な外洋性の鳥が降りていたり、ウミガメが漂着したり、記録が多いのです。例えばミヤコドリという非常に珍しい鳥が、何年か数羽が越冬しています。そのようなところは、港湾施設があることによって、観光客が躊躇するエリアで、いわゆるバッファゾーンになります。そうすると、それを利用する鳥や獣も当然出てきます。先ほど、うまく住み分けをしましょうというお話があったと思うのですが、観光客が安全に利用できるだけでなく、観光客に少し遠慮してもらおう地域もできます。ただし、維持管理をどうするのか、あるいはマナーの徹底、利用形態に対する工夫も問題になってきます。モニタリングも必要です。波の影響については難しい話なのですが、例えば、表さんが定期的に海岸の清掃作業をされていますので、今後、定期的に工事の前と後、一定方向から写真を取っていただいて、モニタリングしてもらおうとよいかと思っています。次に、既存の問題として何があるのかをお話をします。神奈川県藤沢土木が消波ブロックを追加しましたが、昔のやり方なので、消波ブロックの設置位置自体に問題があるのです。例えば消波ブロック（テトラポッド）を積み上げるのですが、本土側の護岸に接触してしまっているのです。そうすると、消波ブロックに波があたって、色々な位置で片側がフィックス、片側がオープン振動が生じる。一定の波が来ても、色々な周波数・振動数が発生し、それが護岸のところへ達し、色々な力が、波動がかかってしまいます。そういうことを理解していないから、消波ブロックを設置したところの付け根のところのパネルはみんな剥離してしまっている。どうしたらいいかということ、まず消波ブロックと護岸の間に隙間を空ける。波の性質はスリットを適当に設けることによって特に不等ピッチをつくることによって波同士が打ち消し合うのです。次に、浜小屋の話ですが、資料2-2の8頁の写真は一般の人から見ると、汚いのが積んであるなど感じると思うかもしれませんが、実はこれがあることによって観光客はこの中に入り込まないのです。こういったところはサンクチュアリになっていて、このようなところにしか残っていない海岸性植物がいくつかあります。浜小屋がなくなってしまうと、逆に観光客が入り込んで平気でこの植物を踏みつけますし、散歩に来た犬が糞をするかもしれない。そういうようなことを含めて、どうするかということも問題になるかもしれません。そういう意味では、もう絶滅しかかっている海岸植物を保護するストックヤードと一緒に設けないと駄目だとも思います。たくさんありますが、とりあえずこのあたりで終わります。

入江会長：はい、ありがとうございます。非常に示唆にとんだお話と、砂浜のモニタリングの話ですとか、あるいは環境への配慮ですとか、様々なことを配慮しながらこの施設を作る際には検討いただきたいというご意見かなと思います。概ね今回緑政審議会の方では、都市計画の変更ということについての検討ができればということでのお話でもあります。どんな施設を作っていくのが望ましいか、景観の面でも議論がされていくと思います。今後、都市計画審議会へ、今回出た意見を踏まえご報告していくというようなことをお願いしなが

ら、一応、緑政審議会としては、今回のこの報告事項については了承するという方向性で、よろしいでしょうか。オンライン参加の松行委員からは、何かございますか。

松行委員：都市計画公園区域の変更に関して、実際の使われ方や、また将来にわたっての管理が変わらなければ、問題はないと思っています。ただ一つ気になることが、この材木座のところはかなり漁業施設があって、それが無くなるということで、この部分が今後どのように使われて管理されていくのかなということが少し気になっています。もっと海水浴の方たちが来るようになるのか、もう少し個別に使ったり散歩をしたりできるようになるのか、もし今の時点でわかればその辺について教えていただきたいと思っています。

太田農水課担当課長：現在、材木座と坂ノ下にあります漁師の小屋は、基本的には漁業支援施設の方に大半を集約していきます。使わない倉庫については、漁業者に各自処分してもらうことを考えています。ただ、例えば自分の代で漁業をやめるとか、地引網のためにウインチという網を巻き上げるものが必要な漁については、若干ですが、そのための倉庫は残ります。今、材木座のほうの斜路に船が何隻か留まっていると思います。あの船は、動かないように見えて動いています。あれは季節によって使う船を業者が使い分けているそうです。この斜路につきましては、現在、神奈川県海岸管理者が管理しているので、そちらと調整しながら、引き続き使わせていただこうと思っています。

岩田委員：資料2-1のスライド18について、区域の設定は、おそらく一番陸側の消波ブロックのところから50mという設定ではないかと思いますが、本当にこの50mが必要になるか疑問に思います。新たに作る港湾施設から50mで十分ではないかという気がします。その辺は検討可能なのでしょうか。そして、この地域の沿岸への流れとか風の影響等を考えると、消波ブロックの北側に港湾施設の端面が出ていることから、現状の消波ブロックの並べ方だと、この消波ブロックの裏側は流れが少し複雑になり、ヘドロ等が堆積しやすいおそれがあります。先ほどカワウのお話をしましたが、ちょうどこの形状はカワウが追い込み漁をするにはぴったりで、現状もその消波ブロックのところにカワウがたくさん群れています。この港湾施設ができた後、カワウの被害を受けることになり、鳥獣関係で問題が出るということを私は危惧しています。私は鳥獣対策に関係しているものですから。一応このようなことも考えた方が良くと思います。

白谷農水課担当課長：50mの部分についてですが、ご指摘がありました部分は漁港の施設として手を加える考えですので、漁港施設に切り替わる以上、漁港の区域の中に入れなければなりません。繰り返しの説明になって恐縮ですが、この背後に斜路を設けて、そこから出漁するという計画になっており、範囲としては適切で最小限の部分であるということをご理解いただければと思います。

岩田委員：理解しました。そうであれば、今後、航路をきちんと設定することや、マリンレジャーについても調べた方がいいです。それから、最近全国的にも水難が多く、離岸流の影響は当然ありますので、離岸流の発生しやすい時は、その辺のことも配慮して、海浜公園全体の維持管理を上手にやっていただきたいと思っています。

白谷農水課担当課長：絵では掲載がないのですが、航路についても位置づけを行っていくという可能性があります。当然、周辺住民やマリンスポーツの方とも調整をしていきたいと考えています。海岸全体を含めて神奈川県と調整しながら、施設のあり方を検討していきたいと

思っています。

入江会長：委員の皆様方からたくさんのご意見をいただきました。整理して、都市計画審議会に必要な意見をお伝えいただければと思います。この事項については了承するというにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

山内委員：確認です。海の利用は現状と同じように、海でのサーフィンやウインドサーフィンは現状通り使えると思ってよろしいでしょうか。

太田農水課担当課長：海の利用については、基本的には今と同じような使い方をすることが可能です。ただ、既設の斜路のところを使われているマリンスポーツの方については、そこは漁港施設となりますので、その辺の部分については、一部使えなくなるというところがあります。砂浜全体を通して見れば、現状と同じような使い方をしていただければと思います。

山内委員：ありがとうございます。ここは由比ガ浜の西端の景観として私はとても気に入っている所です。砂浜側から見ると稲村ガ崎の緑が見えて、この小さな三角公園も良い感じですが、道路に上がって三角公園のところから見ると由比ガ浜が一望できます。しかし逗子側の景色がよく見える場所の前に施設が建ってしまうと、そこからの景観がかなり変わってしまうと思います。施設を作るときには、鎌倉らしい景観を維持することと、できれば何か外側に遊歩道とかをつけていただいて、今までの景観が見られるような形になると、市民としては良いのではないかと思います。それから佐藤委員もおっしゃっていたとおり、この計画を見ると自動車の出入りが道路のカーブのところの見通しが悪いところになります。公園と現状歩道のところは、かなり歩行者や自転車が通っているので、そのようなところに車が入り出すことになるので、ぜひ信号の設置をする等の配慮をしていただきたいです。車の出入りのところは、これまでどおり安全に歩けるような形で計画していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

入江会長：確かに、交通も含めて考えていかなければならないと思います。それでは、今回この事項については終了させていただきたいと思います。

(2) 山崎・台峯緑地の開園について

入江会長：それでは、報告事項の(2)「山崎・台峯緑地の開園について」、事務局から報告をお願いします。

林みどり課課長補佐：都市景観部みどり公園課課長補佐兼整備担当係長の林です。「山崎・台峯緑地の開園について」報告いたします。失礼して、着席して説明いたします。資料3-1をご覧ください。本市では、いわゆる三大緑地のひとつである、台峯地区の緑地、約36.7haのうち、主に鎌倉中央公園の東側に隣接する約27.5haについて、その豊かな自然環境を保全・活用するため、平成19年度から鎌倉中央公園の拡大区域として整備事業に取り組んでまいりました。

資料3-2をご覧ください。これは本事業の事業概要です。鎌倉市土地開発公社による土地の先行取得は平成17年度から着手していますが、都市計画事業としては、平成19年11月に鎌倉中央公園の都市計画変更、平成20年1月に都市計画事業認可を経て、平成19年度から用地取得事業に着手しました。これと並行して平成28年度からは施設整備工事にも着手し、令和2年4月に既存の鎌倉中央公園とは区別し、名称を山崎・台峯緑地として、

施設整備が終了した一部区域、約 19ha を先行して、供用を開始しました。そして、この度、令和 4 年 4 月の施設整備工事完成をもって、あらためて都市公園法第 2 条の 2 の規定に基づき、令和 4 年 5 月 16 日付けで供用区域を約 26.5ha に拡大する旨の公告を行い、開園しました。都市公園の種別は風致公園となります。なお、鎌倉中央公園の拡大区域として整備した区域のうち、鎌倉中央公園の北西側に隣接する部分については、既存の市有緑地と併せた約 0.9ha をそのまま鎌倉中央公園の拡大区域として令和 4 年 3 月に供用を開始しました。総事業費は決算前ではありますが、用地取得と施設整備工事を併せて、約 58 億円となります。

資料 3-3 をご覧ください。この度の山崎・台峯緑地の開園に伴い、去る令和 4 年 5 月 28 日、当審議会の委員を含む関係者をお招きして、山崎・台峯緑地の北管理事務所前にて開園式を執り行いました。これはその様子を撮影したものです。式では、岩田委員にはご祝辞をいただいたほか、テープカットにもご参加いただきました。ご出席いただきました委員におかれましては、この場をお借りして、あらためまして感謝申し上げます。

続いて、本事業に係る主な経過を説明いたします。本市のほぼ中央に位置する台峯地区一帯には、現在、湧水や湿地、農業用のため池、耕作放棄地を中心とした大小様々に入り組んだ谷戸地形や北鎌倉の低層住宅地の背景となる斜面緑地に豊かな自然環境が残っています。しかしながら、かつては昭和 46 年に開発計画が浮上したことに端を発し、その保全に向けて県議会や市議会に署名陳情が提出される等、市民による保全運動が活発に展開されました。本市においても「鎌倉市緑政審議会」より多くの貴重なご意見をいただく等して、平成 8 年 4 月の「鎌倉市緑の基本計画」の策定、平成 12 年 8 月の「三大緑地保全に関する基本方針」の策定、平成 13 年 6 月の「鎌倉市緑の基本計画」の一部改訂等を通して、隣接する鎌倉中央公園の拡大区域として保全する方針を示す等、継続的な取り組みを展開してきました。その結果、開発事業者との保全協議において平成 16 年 12 月に「緑地保全の基本的な方向性」がまとまり、『台峯』の保全に一定の道筋をつけることができました。その後は、鎌倉市土地開発公社による土地の先行取得や緑地保全契約の締結等により土地所有者の理解と協力を得る一方、平成 18 年 7 月に「(仮称) 台峯緑地基本構想」を策定し、“山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える”を基本理念に掲げるとともに、同月に「鎌倉市緑の基本計画」を改訂し、『台峯』を「鎌倉中央公園の拡大区域」と「保全配慮地区」とに分割して保全施策を改めました。

資料 3-4 をご覧ください。こちらが、平成 18 年 7 月に改定した「鎌倉市緑の基本計画」において位置付けた保全施策を示した「施策方針図」です。この施策方針に基づき取り組みを進め、先ほど説明したとおり、神奈川県より平成 19 年 11 月に鎌倉中央公園の都市計画変更の告示、平成 20 年 1 月に都市計画事業認可の告示がなされました。

資料 3-5 をご覧ください。これは平成 19 年 6 月に策定した「(仮称) 山崎・台峯緑地基本計画」における全体基本計画図です。この度開園した「山崎・台峯緑地」は図中左側の区域で、都市計画公園である鎌倉中央公園の拡大区域として、国庫補助金や緑地保全基金等も活用して平成 19 年度から整備事業を進めてきた約 27.5ha のうち、用地取得及び施設整備が終了した約 26.5ha です。ご覧のように、事業着手にあたっては、「鎌倉中央公園拡大区域」と「保全配慮地区」の区域を併せてゾーニングを行い、①源流の森と里山の保全ゾ

ーン、②里山の保全ゾーン、③里山再生ゾーン、④景観緑地と里山の保全ゾーンを設定しました。

資料3-6をご覧ください。これはこの度の開園にあたり、市民団体にデザインの協力を得て作成した案内マップです。施設整備の基本的な考え方は、先ほど説明いたしました「(仮称)台峯緑地基本構想」等に掲げた方針に沿って、自然環境の保全を前提に、現況の自然環境を大きく改変するような施設の導入は避けるとともに、維持管理のために必要な施設は最小限に止めるものとし、トイレを併設した2棟の管理事務所や散策路、階段、手すり、野外卓、水飲み場、案内板等を整備した他、ため池の浚渫と堤体の改修も行いました。名称については、先ほど「山崎・台峯緑地」としたことを説明いたしましたが、これは『台峯』の全面保全に向けた市民の懸命な努力に敬意を表するとともにその意向を尊重して「山崎・台峯緑地」としたものです。こうして保全に向けて大きく前進した後も、多くの市民ボランティアにより継続的な緑地の手入れが行われています。今後とも、市民の皆様と力を合わせて、「山崎・台峯緑地」の貴重な自然環境を未来の世代へと引き継いで参ります。

なお、平成18年改訂の緑の基本計画において「保全配慮地区」と位置付けた区域のうち、南側の一部、約1.4haについては「山ノ内西瓜ヶ谷緑地」として、平成29年までに供用を開始しました。その他の未整備区域については、平成23年9月に改訂した「鎌倉市緑の基本計画」において、都市公園の種別のひとつである都市緑地として整備し保全を図る方針を位置付け、約8.6haを平成31年2月に都市計画変更、令和元年7月に都市計画事業認可を取得し、令和10年度末までの事業完了を目指し、現在、用地取得等の整備事業を進めているところです。この都市緑地の名称はこのたび開園する区域と統一して「山崎・台峯緑地」とする予定です。以上で報告を終わります。

入江会長：ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問等をいただきたいと思えます。実際ご出席いただいた岩田委員は何かご意見ありますでしょうか。お話を伺っていて、大変喜ばしいことだと思います。私は、当日は都合がつかず行けなかったのですが、本当に緑政審議会の先輩方の努力、市民の力が実ってこのような形でオープンできたことを嬉しく思いますし、事務局の方々の努力もあったのかなと思います。

植木委員：今後、このエリアの管理をどのようにされていくのか、少し気になるところです。現在、いくつかのボランティア団体が、これまでも色々活動していたと思うのですが、今後どこが管理するのか、ボランティア団体の連携はどうなのかなど、このエリアの管理はどうなるのでしょうか。今は、(公財)鎌倉市公園協会がやってらっしゃると思いますが、今後はどうなるのか。ボランティア団体同士の連携や、(公財)鎌倉市公園協会との連携などのご予定についてお聞かせいただければと思います。

林みどり公園課課長補佐：現在は供用を開始し、その管理の主体は鎌倉市になります。その中で市民のボランティア団体が複数活動されています。実際に管理事務所に詰めていたり、巡回してパトロールをしているのは、今は、市から委託して(公財)鎌倉市公園協会にお願いしている状態です。現在のところ、指定管理者制度により隣の鎌倉中央公園は管理されていますが、将来的には地続きの一体の緑地でもあるということもあり、次の指定管理業務の5年間の区切りが来たときに、山崎・台峯緑地もそちらの方に含めていくことが今のと

ころの考えの一つです。そして、次の期間の指定管理業務に、どの事業者が指定管理者になるかは不明ではありますが、そうした際には、市と指定管理者と市民ボランティアが相互に連携して維持管理を行う形になるかと思えます。市民団体につきましては、今、主に何団体か活動されていて、それぞれに上手く棲み分けて活動されているのですが、皆さんとある程度全体について議論できるような維持管理体制を構築することを、今後目指さなくてはならないという課題がありますので、取り組んでいきたいと思えます。

飯田委員：簡単に1点だけ質問ですが、以前は耕作放棄地があったということをご説明いただいたと思えますが、その場所は今回公開されてからも、農地の適用がされているのか、あるいはもう少し自然植生に戻そうとしているのか教えてください。

林みどり公園課課長補佐：供用開始した区域内は、耕作を放棄されたままです。隣の鎌倉中央公園のように、田畑を復元してその公園の一部として市民活動などの場になっているところは無い状況です。ただ、今回用地取得ができず供用開始できなかった区域も含めると、まだ耕作されているところはあります。昔は田畑だったところは原野のような状態あるいは湿地のような形で自然環境が守られているという状況なので、それを湿地なら湿地として、原野なら原野として、その自然環境を大切にしていきたいという考えです。

岩田委員：鎌倉の三大緑地の中で最後に残った場所が台峯ですが、今回大きな節目を迎えて開園に至ったことは関係者の努力によるものだと思うので、お礼申し上げたいと思えます。その一方で、まだ課題も残っています。まず、現状では（公財）鎌倉市公園協会にある程度の管理をいただいているのですが、管理上の整備が不十分な部分もあり、（公財）鎌倉市公園協会も躊躇している部分があります。例えば、安全上の問題として、地形により携帯端末の電波が届かない場所があるため、非常時の連絡方法に問題があります。北と南側に管理事務所がありますが、そこから急いで来た場合5分以上かかると思えます。例えば、本来立ち入り禁止の池に誰かが入ってしまって溺れかかっているときは、全然間に合わないと思えます。似た公園として夫婦池公園がありますが、夫婦池公園の場合には、ロープのついた浮き輪を2ヶ所ほど設置していますが、山崎・台峯緑地はそのようなことを全くしていないため、緊急時の連絡手段を考えなければならないと思えます。これは、大きな課題として検討していただきたい。それから植木委員からも御指摘がありましたが、開園をしたものの、今後、どのようにして緑の質を向上・維持するのか。多額の税金を使い、法的に担保して整備をしているわけですから。人材の育成を含めて、色々な工夫をしなければなりません。マナーについての課題もあるのですが、常盤山の適正整備で市としても経験を積んでいますので、それを活かしながらやっていただければと思えます。

上村委員：資料3-5の、平成19年時点での基本計画には再生ゾーンや保存ゾーンなどのとても細かい色々な区域分けがあって、その価値が示されていると思えますが、この新しくできた案内マップの方には、その保存エリア、例えばハンノキの保全エリアのように、これが保全エリアだと書いていないところに何か訳があるのでしょうか。何かもう少しアピールしてもよかったのではと思ったのですが、どのようにお考えでしょうか。

林みどり公園課課長補佐：ご意見ありがとうございます。この案内マップを作成するにあたっては、正直申しましてゾーニングを落とし込むというところまでは考えが至りませんでした。緑地全体が全部保全区域になっており、この保全ゾーンも一応線引きはしていますが、実際

に緑地に入ってみれば、ここからここがこのゾーンというようになっているわけではないので、そういった意味では各保全ゾーンは意識をしないで、案内マップをデザインしました。今後の参考にさせていただいて、このゾーニングを落とし込むのか、又はもう少し具体的に各保全ゾーンなどを落とし込むか考えていければと思います。ありがとうございます。

上村委員：平成19年の計画には色々とゾーンが分かれています、ここはこのような形に残していきたいということが書かれているのだと思うのですが、これは既に完了しているのか、それとも現在進行形のことなのかをお聞きして良いでしょうか。

林みどり公園課課長補佐：山崎・台峯緑地は、都市公園を整備するという手法で保全を図っています。これは都市公園としての整備事業が完成したから保全が終わりだということではなく、今後も未来永劫、人が関わりながら保全を図っていくものだと思います。基本計画が実現できたからそこで終わりというのではなく、それがベースとなり、今後も保全に取り組んでいくというものです。我々もそうですし、指定管理者や市民団体の方々も含めて、これに則ってやっていただくことが基本だと思います。ただ、将来的に何かいろいろな社会情勢の変化などがあつたときには、必要に応じて見直すべきところも出てくるかもしれません。

上村委員：それでしたら、ぜひ、このゾーンの意味をマップに落とし込んでいただく方が、来られる方にはとても助けになるのではないかと気がしました。

入江会長：大変大事な話だと思います。開園して、もしグリーンインフラという形で捉えるのであれば、インフラ整備が整ったということになると思いますので、今度はインフラをどう維持していくのかということが大事な視点だと思います。そして、市民参加のもとに、マネジメントをしていくという視点が大変重要ですので、市民にわかるような形で、示していくことが大事だと思います。

山内委員：市民として一点要望があります。せっかく開園していただいたのに、メイン道路に数ヶ所のぬかるみがあり、歩く時の支障になるのではないかと思います。湧水が絶えず出ているところなので、谷戸の湿地帯には非常に重要な水だと思いますので、本来はそのままが自然環境としては良いのかもしれませんが、開園を機に、自然環境に配慮しながらぬかるみの部分の整備をお願いできればと思います。

林みどり公園課課長補佐：ありがとうございます。開園式にいらっしゃった方には、現地を歩いていただいた際に、そのようなぬかるみをご確認していただいたと思います。このことについては、我々も認識はしており、今後、維持管理をしていく中で、環境に大きな変化を与えない中での対応ができればと思います。

岩田委員：先日、林さん達と現地をチェックしたときに感じたのですが、色々なボランティアに配慮していることや、それぞれの技術レベルや考え方があることで、色々な方法を使っています。ぬかるみのところを歩きやすくしようということについては、除伐した木や枝を並べているのですが、線路の枕木状に並べているので、全く効果がないのです。発想が全く逆で、線路状に丸太を並べて、ところどころに枕木状に置いてやる。それによってそこから排水ができます。そのような工夫をすることによって、湿地も保全でき、ある程度歩きやすくもできます。その辺は、技術力の問題も出てきます。やはりそのような作

業をしている中級者レベルの研修会を開かないと駄目だと思います。

林みどり公園課課長補佐：先日一緒に歩いていただいて、沢山の有効な助言をいただきました。今後ともご指導いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

入江会長：それではこの報告事項につきましては、質疑を終了いたしたいと思ひます。審議会としては報告事項を承ったということによろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：それでは、この報告事項については、了承することとします。この事項については終了させていただきます。

(3) 令和3年度緑政実績について

入江会長：それでは、報告事項の(3)「令和3年度緑政実績について」、事務局から報告をお願いします。

秋山みどり公園課長：報告事項(3)「令和3年度緑政実績について」報告します。資料4-1をご覧ください。この「鎌倉市のみどり」は、緑の基本計画の施策展開の柱としている、「グリーン・マネジメント」の考え方に沿って、計画に基づく施策・事業に係る毎年の取り組み・成果をまとめて、本審議会に報告の上で毎年公表しているものです。本書は、事業実績を報告すること以外にも、計画の進行管理書としての性格を位置付けており、本書において、計画の実現に向けた目標の更新や施策内容・方針を修整し、今後の施策展開に反映させることとしています。今年度につきましても、(案)をまとめましたので、本日の審議会で委員の皆様のご意見をいただいた上で、内容を確定し、広く公表していく予定です。本年度は、令和4年3月の改定を踏まえた内容とすると共に、令和3年度実績を分かりやすく強調したり、これまでの実績についての記載内容を整理し読みやすくしたり、などについて、配慮しました。それでは、資料については、担当係長から説明します。

後藤みどり担当係長：それでは、「鎌倉市のみどり」について説明いたします。着席して説明させていただきます。資料4-1、2枚目の「目次」をご覧ください。大きく二部構成としており、ローマ数字の「Ⅰ」が「緑の基本計画の概要」、「Ⅱ」が「計画推進の取り組みと実績」としています。本日は、主な部分を抜粋して説明いたします。はじめに、ローマ数字「Ⅰ」の「緑の基本計画の概要」について説明いたします。この章は、昨年度改定を行った緑の基本計画を基に掲載しています。12頁の表「地域制緑地等の指定目標」、14頁の表「施設緑地の整備目標」、16頁の図「緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図」は、施策の進展等に応じて更新します。次に、21頁からのローマ数字「Ⅱ」「計画推進の取り組みと実績」について説明いたします。令和3年度の主な事業を抜粋して説明します。34頁をご覧ください。「(3)市独自の緑地保全等に係る制度等」です。令和3年度実績、1点目をご覧ください。令和3年度は、森林環境譲与税を活用した「民有緑地維持管理助成事業」を開始しました。民有緑地の管理に対する支援として、既存の樹林管理事業や各種奨励金などの制度に加えて創設したこの事業は、緑地を将来にわたり良好に保全するため、緑地の所有者などに対し、維持管理に要した費用を助成するものです。頁右下の「民有緑地維持管

理助成事業について」をご覧ください。この助成の対象となる緑地は、森林法第2条に基づく森林、すなわち、「木竹が集団して生育している土地」等としています。助成の対象作業は、「樹木や竹の伐採・剪定」、「倒木や枯木、一時的に積み置かれた樹木等の搬出」としています。交付する金額は、作業費用の2分の1、上限を100万円としています。左側の表に移りまして、実績は、助成件数が79件、実施面積が約50.06ヘクタールとなり、作業内容内訳としては、樹木の伐採が506本、剪定が418本などとなっています。次に「森林環境譲与税」について、右下の「森林環境譲与税について」をご覧ください。森林環境譲与税は、市町村の私有人工林面積、林業就業者数、人口に応じて市町村に財源が譲与されるもので、令和元年度から開始されました。用途は、森林整備、森林整備を担う人材育成や確保、木材利用の推進等に限定され、本市では主に森林整備に活用しています。続きまして、37頁「(4)緑地保全財源の確保等」をご覧ください。まず、「緑地保全基金」についてです。これは、緑の保全に係る事業の財源となっており、基金を活用して緑地の確保や維持管理を行っています。令和3年度末の残額は、約1億1000万円で、ふるさと寄附金制度や新たな募金サービスを導入して、寄附の増加に努めています。令和3年度の寄附額は、38頁の表のとおり、合計2,261万7千730円でした。続きまして、森林環境譲与税について、令和3年度の譲与額は、下の表のとおり、1,434万5,000円となりました。続きまして、39頁「(5)緑地の質の向上」をご覧ください。まず、「確保緑地の適正整備事業」についてです。これは、平成21年度に創設し、市有緑地を対象に、管理不足などにより荒廃の恐れのある緑地を整備し、機能的・環境的な質を高めていこうとするものです。令和3年度の実績は、事業の創設時から取り組んでいる常盤山特別緑地保全地区の整備を継続しました。65頁から72頁に報告書を掲載していますので、後ほどご一読いただければと思いますが、これまでの効果として、樹木伐採や刈払いなどを実施した結果、植生の回復や野生の鳥や動物の利用の増加を確認しています。また、令和3年度に創設した「市民の身近な森づくり事業」として、梶原五丁目特別緑地保全地区で、樹木の伐採や枝払い等を行いました。続きまして、42頁からの「(6)都市公園等の整備」のうち、43頁の上段の『総合公園』をご覧ください。令和3年度実績の上から2点目、鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区の西田幾多郎博士の歌碑移設のため、クラウドファンディングを実施し、移設と共に寄付者名簿を記載した案内板を設置しました。なお、表紙として写真を掲載しています。続きまして、54頁をご覧ください。「(13)緑化推進団体等の育成と連携」、60頁をご覧ください。「(14)緑の知識の普及」、63頁をご覧ください。「(15)緑に対する意識の高揚」に関連するいくつかの事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、また、これに伴う市の財政状況のひっ迫のため中止しました。中止とした事業は、「緑のレンジャー・ジュニア」「緑の学校」、「緑のポスターコンクール」、「緑化まつり」などです。「緑のレンジャー」は18歳以上を対象とした「シニア」については、例年同様の活動を行いました。83頁をご覧ください。流域を踏まえた地域別の主な取組と実績です。84頁から、各地域別の取組実績を、「緑地の保全」「都市公園等の整備」「緑化の推進」「連携の推進」に分けて、記載しています。鎌倉市のみどりの説明は以上です。続きまして、アクションプランのたたき台について説明いたします。資料4-2をご覧ください。1から2頁にグリーン・マネジメント実践の図を示しています。アクションプランは、緑の基本計画実現のための

施策を着実に実行するため、「緑の質の向上」、「緑のネットワークの形成」、「多様な連携と資源の利活用」の3つのリーディング・プロジェクトを基に作成しています。3頁から、3つのリーディング・プロジェクトごとの具体的な事業内容について示しています。7頁は、各事業についての想定の実業費を掲載しています。9頁から10頁は、緑の基本計画で設定している計画指標です。各指標には、令和3年度実績を記載しており、来年度以降の実績を追記する書式としています。令和3年度を基準値として、年度ごとの推移を見て、評価を行っていきたいと考えています。11頁は、新たな指標として、市が実施している「市民意識調査」のうち、「豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに、鎌倉市民がみどりとふれあうまち」だと感じている市民の割合を設定しました。以上で報告を終わります。

入江会長：ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等お伺いしたいと思います。

植木委員：緑のレンジャー・ジュニアについては、財政の関係上ということですが、ぜひ、できれば早急に再開をしていただきたいと思います。財政面が問題であることは承知していますが、長い目で見ると、やはり子供への環境教育はとても重要です。今後の鎌倉の緑を担っていく人材の育成にもつながる事業だと思いますので、ぜひご検討をお願いします。

入江会長：今のご指摘のところは何頁になりますか。

後藤みどり担当係長：56頁の「緑のレンジャーと担い手の育成」になります。

入江会長：参加者数は、横ばいなのですかね。

秋山みどり公園課長：緑のレンジャーのジュニア講座の参加者数は横ばいですが、定員は毎年オーバーしており、非常に人気が高いです。我々も植木委員がおっしゃるとおり、子どもの時からの啓発活動は重要だろうと思っていました。新型コロナウイルス感染拡大の状況の中で、講座の内容が、皆でバスに乗り現地へ行くこともありますから、実際に活動することがなかなか難しいということもありまして、休止しました。また、庁内的にも、啓発事業をまず一旦中止するような動きがありましたので、中止にしてきたのですが、来年度の予算については、講座の復活を検討していきたいと思っています。

岩田委員：緑のレンジャー・シニアと比べて、緑のレンジャー・ジュニアはリスク管理の問題も出てくると思うので、みどり公園課長も非常に苦慮されたと思います。コロナの影響を考えると従来の方法をそのまま引き継ぐのではなく、新しい手法を検討する良い機会ではないかと思います。1回ぐらいは全員で集まれば良いとは思いますが、それ以外は遠隔で、今はタブレットなど持っている人も多いようですので、そういうものを利用しながら個々が活動し、それをネット上で集約して、全体で連携した活動とするなど、新しい方法に踏み込んでよいのではないのでしょうか。さらに、それが市内の色々な自然環境のチェックのような形に発展できれば、一石二鳥となるかもしれません。皆で知恵を出して検討できればと思いますので、講座復活の機会を作っていただきたいと思います。

入江会長：他に、委員の皆様からいかがでしょうか。

飯田委員：アクションプランについて質問があります。一つは、9、10頁目で計画事業が示されていますが、実績には令和3年度の実績が記されているのですが、その今後の目標値は示さなくてよいのかということが気になります。このような計画の場合、目標値を示すことが多々あると思うのですが、鎌倉市の場合はどうなのでしょう。また、二酸化炭素吸収量

を計算したことはとても良いと思うのですが、これを数値だけで何トンと言われても、特に市民の方には全くピンとこないと思うので、例えば、一般的に1人が1年間で排出する量の何人分になるのかといったように、もう少し工夫をして、市民にとってもわかりやすい値で出していく必要もあるかと思います。最後に、指標に関しては、これまでの議論の中で、必要に応じてその都度見直しつつ、増やしていくことも検討するということがあったと思いますが、鎌倉市は流域別に目標を立てているので、雨水の浸透量については流域係数などを使えば簡単に算出できるので、流域別に算出するなど、何か特色のある指標を鎌倉市の新しい指標として出すことも考えられると思います。

入江会長：確かに目標値を立てて、必要な検証をし、わかりやすく示していくということは必要です。実際に鎌倉市全体でどれぐらいの二酸化炭素の排出があって、それに対する吸収がどれぐらいなのか、そのあたりが市民にもわかりやすく示すことができれば良いと思います。アクションプランの9、10頁について、事務局から何か説明はありますか。

秋山みどり公園課長：指標に対する目標につきましては、今回はまず1年目ということで、現況の数値を知るところになっています。二酸化炭素吸収量の算出にあたっては、対象としている事業自体が、受身の事業というか申請に応じて助成をしたものなので、なかなか目標が設定しづらいのですが、どのような目標を設定できるかについて、検討していきたいと思っています。二酸化炭素吸収量については、緑地の面積が決まっている中で、市の排出量に対する吸収量というようなことも考慮して、どのような数値が設定できるだろうかと思っています。二酸化炭素吸収量をプール何杯分の量として表してみようとしたのですが、あまりインパクトのある数字ではありませんでした。市民向けという部分では、もう少し分かり易いものを考えていきます。流域については、GISで成果を見える化するなど、何か検討していきたいと思っています。リーディング・プロジェクトの指標については、緑の基本計画に載せたものがベースとなっており、今後追加する事項も含めて、内容を検討しながら実効性を高められるようにしたいと思っています。

上村委員：鎌倉市のみどりの34頁のところで、民有緑地維持管理助成事業というのが令和3年度に創設されたとあり、これは初年度かと思いますが、この助成件数は、申請件数と比較するとどれぐらいなのか、どれぐらいの採択率があるのか、民有緑地維持管理助成でどの程度までをカバーできるようなのかということをおおよそ構いませんので教えてください。

秋山みどり公園課長：令和3年度の民有緑地維持管理助成事業は、助成申請件数自体は、ほぼこの実績の数字に近いものです。数件、個人的な事情によって取り下げられたものがありましたが、申請に対して、お断りするという状況ではありませんでした。5000万程度の予算をつけまして、約4600万円の執行なのでまだ予算には余裕があった状況です。なお、がけ地対策事業の中でも同じような伐採の助成を行っています。それも当課の所管なのですが、そちらについては、申請者が業者に依頼して見積もって見たら高すぎて実施を諦めたということがあり、助成件数と相談件数に差があるという状況が起きています。こちらの方は防災目的ということで、令和3年と令和2年度については申請件数が多くなった場合は、補正予算で対応しました。

植木委員：先ほど二酸化炭素の排出量が数字だけではよくわかりにくいという話があったので、一つの案として意見します。カーボンオフセットのJクレジットを販売するシステムを導

入している自治体がいくつかあります。どのくらい手間のあるシステムなのか私もわからないのですが、鎌倉市もそういうことを導入すると、例えば鎌倉に東京からやって来られる方々の電車のオフセット量の数字がどれくらいかということは、おそらくわかるようになると思うので、そういったところで排出量とオフセットできた量が出てくると、皆さんわかりやすいのではないかと思います。そうすることで収入を得ることができ、それを緑地の維持管理に回すこともできるのではないかと思います。ご検討いただければと思います。

入江会長：貴重なアイデアですね。

秋山課長：ご意見ありがとうございます。今回指標を設定するにあたっては、環境部と調整をしました。環境部は、基本的に排出抑制の方が効果があるというような考え方をしています。その中で少しでも役に立つような数値として、環境部と調整して設定したものです。ご提案の内容がどのように活かせるか、環境部に話を聞いてみたいと思います。

岩田委員：今回の鎌倉市のみどりは、例年と比べてスマートな感じで非常に見やすく、良い資料になったという第一印象を受けました。加えて、アクションプランができ、事務局の積極的な姿勢は評価できます。今後どのようにこれを引き継いでいくのか、ぜひ頑張ってほしいと思います。また、今回、適正整備のところは担当者が非常に熱心にまとめられたので、他と比べてもかなり学術レベルがここだけ高くなってしまって、ほかもこれを見習えとは言いませんけども、全体的にもう少し具体的な内容を盛り込むような形になっていけば、報告書としてのレベルがどんどん上がってくるのではないかと期待しています。鎌倉市のみどりの最後の方の資料編が削除されているようですが、我々からすると非常に重要な資料集だったので、別冊でも何でもいいので、ぜひ継続して取りまとめていただけると、非常に助かります。ぜひお願いいたします。

山内委員：前にも話題になったかもしれませんが、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーの方に、ある自治会さんの方から、緑地、雑木林をどうやって管理したらいいのだろうというようなご相談をいただきました。緑に関心のある市民の人たちがどこに相談していいのかが、改めてわかりづらいのだということを実感しました。毎年、この鎌倉市のみどりの抜粋版を作られているようなお話だったのですが、最近ではネットの時代なので、市のホームページなどで、何か緑の維持・管理などに対してどうしたらいいのかという疑問を検索すると、みどり公園課に誘導できるようにするなど充実させていかないといけないと思う事例がありました。ここで改めてお願いとご報告をさせていただきたいと思います。

入江会長：市民がどこへアクセスすればいいかということは、とても大事な点だと思います。ホームページは公開されていたと思うのですが、今のご意見に対して、事務局どうですか。

秋山みどり公園課長：おっしゃる通り、緑の維持管理制度などについては、皆様に知っていただくためにホームページなどで紹介しており、こちらの鎌倉市のみどりもホームページで公開していますが、それを周知していく必要があります。また、緑地維持管理相談員というもの令和2年度から設置しています。フォレスターという資格を持った職員を雇用し、個人の相談に対して、現地を見てアドバイスをするという事業を行っていますので、そういったものを活用することで、相談には対応できると思います。

入江会長：私自身も、岩田委員が言われたように、今回、鎌倉市のみどりが非常にわかりやすくな

り、また、このアクションプランができたことによって、グリーン・マネジメントを実際に動かしていけるのではないかと期待できるような冊子ができたと思います。アクションプランの 11 頁については、事前に事務局から説明を受けた際に、市民が実際にどのくらい緑に対して満足しているのかということを示す必要があるということで、載せていただきました。こうやって見てみると、60%程度の方が満足しているようです。僕は、もう少し数値が高いのかなと思ったのですが、市民の方々が緑に対してどれくらい満足に思っているのかということや、鎌倉を訪れる人々がどれくらい緑に対して魅力を感じて鎌倉へ観光に来ているのかというようなことも見えてくるようになると、目標値などにも反映できると思っています。アクションプランもこれから非常に楽しみな事業かと思えます。それでは、この報告事項についての質疑を終了いたします。審議会として、この報告事項を承ったということによいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：それでは、この報告事項については、了承することといたします。以上で報告事項が終了しましたが、その他にご質問などございますか。なければ、報告事項についての審議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、報告事項を終了といたします。

4 その他

(1) 次回審議会日程調整

入江会長：続きまして、次第3 その他として、次回(第80回)の日程調整について、事務局からお願いします。

秋山みどり公園課長：次回の日程につきましては、別途、事務局から、日程調整のご連絡をさせていただきたいと考えています。

(意見なし)

入江会長：それでは、次回(第80回)の開催日程については、後日、事務局から日程調整についての連絡を行うこととします。

(2) 審議会確認事項

入江会長：次に、本日の確認事項を事務局からお願いします。

秋山みどり公園課長：1 会長の選出及び会長職務代理の指名 入江委員が会長に選出され、押田委員が会長職務代理に指名された。2 審議事項 (1) 前回会議録の確認 会議録を配付し、委員の確認をもって了承した。3 報告事項 (1) 鎌倉地域の漁業支援施設整備に伴

う 5・5・1 号鎌倉海浜公園の変更について 鎌倉地域の漁業支援施設整備に伴う 5・5・1 号鎌倉海浜公園の変更について、事務局から報告され、了承した。(2) 山崎・台峯緑地の開園について 山崎・台峯緑地の開園について事務局から報告され、了承した。(3) 令和 3 年度緑政実績について 令和 3 年度緑政実績について事務局から報告され、了承した。

4 その他 (1) 次回審議会日程調整 令和 4 年度第 2 回の審議会の開催について、後日日程調整することとした。

本日の確認事項としては以上となります。委員の皆様におかれましては、申し上げた内容でご了承いただければと思いますが、ご意見等はございますか。

入江会長：確認事項について何かあれば、お願いします。

(意見なし)

入江会長：特にご意見がなければ、本日の確認事項は、事務局案の内容で確認させていただきます。それでは、本日の緑政審議会は、これで終了したいと思います。

(終了)